茨城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定等要領の運用について

第１　栽培管理ロットの認定

１　認定基準

県で定める「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するチェックシート（以下、「チェックシート」とする。）」に基づく放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。

（１）チェックシートの取組事項について、行った事項の「管理した年月日」を記入しており、必要に応じてコメントを記載し、ロットの管理が適切に行われていること。

（２）チェックシートの取組事項について、行った事項の管理状況の分かる写真が撮影されており、認定申請書（様式第１号）に添付されていること。

（３）生産者の氏名、住所、連絡先やロットの本数等の記載に誤りが無いこと。

（４）使用する原木およびほだ木について、放射性物質濃度の測定結果が 50Bq/kg を超えるものが無いこと。

（５）発生したきのこについて、放射性物質濃度の測定結果が 100Bq/kg を超えるものが無いこと。

（６）認定されたロット以外の原木きのこ類について、認定の表示等をしないことに同意していること。

（７）認定された情報に変更が生じた場合は、速やかに届け出ることに同意していること。

２　チェックシート等の作成及び提出

（１）農林事務所林業振興課（以下、「農林事務所」とする。）は、チェックシートに基づく栽培管理に取り組もうとする生産者に対し、必要な指導・助言を積極的に行うものとする。

（２）認定申請書の提出を受けた農林事務所は、提出書類に不備が無いか等を確認したうえで、申請を受理するものとする。

３　申請の認定

（１）農林事務所は、２（２）の受理日から原則として１か月以内に認定するものとする。

（２）農林事務所は、認定するロットに対し認定番号を付すこととする。また、既に認定を受けたロットの有効期間を延長する場合は、同一の認定番号を付すこととする。

第２　実施状況報告

１　認定者は、年度末までに、実施状況報告書（様式第７号）を提出するものとする。

２　本報告によりロットの使用を中止し廃棄した旨の報告をした場合、要領第４に定める有効期間内であっても、翌年度以降の実施状況報告は不要とする。

付則

この運用は、令和７年 10 月 31 日から適用する。